

平成25年度 事業報告書

I 事業の概要

当協会の受託事件の内容は、「受託・処理の状況」のとおりであり、本年度の事業収入は、前年度と比較して、約金760万円の増収があった。

事業収入の減収を予測して、事業活動支出を大幅に削減、節約したことも相俟って、金515万円余りの繰越をすることができた。

また、当協会は、公益社団法人として認定され、平成26年4月1日から公益社団法人として活動を開始する予定である。

1. 業務委託契約先に対するサービスの充実に向けて
 - ・公益法人として官公署等の登記業務に資するよう、迅速かつ正確な事務処理に徹した。
スピーディーな処理及び納期厳守に向け、社員の事務処理をサポートするとともに社員の指導を行った。
 - ・必要に応じて、発注官公署等の担当者との業務打合せを行った。
 - ・法律改正や実務の取扱いの変更があった場合に、官公署等に対し、迅速な情報提供や助言を行った。
2. 未契約の司法書士法第68条の官公署等について、契約先の開拓及び受託
 - ・当協会の役員が土地家屋調査士協会の役員と官公署等を訪問して、受託開発、啓蒙活動を行った。
 - ・公共嘱託登記の処理困難事案の解決に向けて、社員の専門的能力を結合して、事案の処理にあたった。
 - ・困難登記事例についての研究を行い、社員の業務能力の一層の向上を図った。
 - ・必要に応じて、社員及び発注官公署等の職員を対象とした研修会の開催を検討した。
 - ・複雑な代位相続登記については、事前調査業務等から積極的な受託開発を行った。
3. 官公署等への入札参加資格審査申請の参加。
 - ・一般競争入札への移行など契約方法の変更に対し、適切な対応を行った。
4. 関連他団体との連携と協調
 - ・土地家屋調査士協会との共同受託体制の堅持し、業務に関する研修会及び意見交換会等の開催を検討した。

- ・千葉司法書士会・千葉司法書士政治連盟に対し、連携協力及び助言を求めた。
- ・全司協主催の「未登記問題研究会」に役員1名を派遣した。また、全司協が発行している「全司協だより」を理事に配布し、全国単位協会の情報を提供した。

5. 公益社団法人への移行

- ・公益社団法人への移行については、平成25年7月19日、千葉県に対し再度移行認定申請をした結果、同年9月30日に認定の連絡があり、平成26年3月18日認定書を受理し、同年4月1日移行による設立登記を申請する準備をした。

6. 公共嘱託登記手続きに関する広報・相談体制の充実

- ・公共事業推進に係る登記制度について、一般市民の理解と手続きについての相談等を千葉司法書士会と連携を取りながら実施したい旨を千葉司法書士会に要望した。
- ・官公署等の登記業務担当者が業務を行う際に生ずる様々な質問・相談に対応するため、相談窓口を充実するなど官公署等からの相談を受けやすい体制づくりの検討を行った。
- ・インターネット・ホームページを利用した対外広報の検討を行った。

II 受託・処理の状況

1. 会計年度の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

1. 社員の数	平成25年 4月 1日現在	342名
	平成26年 3月31日現在	337名

1. 法人社員の数	平成25年 4月 1日現在	4法人
	平成26年 3月31日現在	4法人

1. 受託した登記の嘱託件数 1, 200件

1. 受託した登記の報酬等総額 金26, 508, 164円
(消費税5%金1, 262, 293円を含む)

1. 協会会費の金額 金5, 554, 001円
(消費税5%金264, 476円を含む)